

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部  
「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

「緊急事態宣言」の解除及び「愛知県厳重警戒措置」の実施に伴う文化施設の対応について  
(令和3年9月29日時点)

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

現在実施している「緊急事態宣言」について9月30日をもって解除される一方で、10月1日から10月17日までを期間とする「愛知県厳重警戒措置」を実施すると、愛知県が発表しました。

つきましては、本市公共施設の対応として、10月1日から10月17日までの間、午後9時以降の利用を中止といたします。

また、施設利用料の還付につきましては、愛知県厳重警戒措置終了日まで延長します。なお、国や県の方針が変更となる場合は再度お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設利用上の注意事項について

(1) 施設の利用時間については、下表のとおり変更します。

施設名称	～9月30日	10月1日～	(参考) 通常時の開館時間
市民文化会館	<u>午後8時以降の 利用中止</u>	<u>通常時の開館時間</u>	午前9時～午後9時
西川芸能練習場			
三の丸会館			
ライフポートとよはし			
公会堂	※イベント開催時 は午後9時まで利 用可	<u>午後9時以降の 利用中止</u>	午前9時～午後10時
アイプラザ豊橋			
穂の国とよはし芸術劇場			

(2) 入場者の制限については、下表のとおり変更します。

	～9月30日	10月1日～
大声での発声等を伴わない利用	定員の50%以内	定員の100%以内
大声での発声等を伴う利用		定員の50%以内

(3) 飲食用に指定されたエリア以外での飲食はお控えください。

(4) カラオケ、コーラス等の大声での発声、歌唱や声援等を伴う活動の自粛をお願いします。

(5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

<問合せ先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: [bunka@city.toyohashi.lg.jp](mailto:bunka@city.toyohashi.lg.jp)

<各施設連絡先>

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂         | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館          | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし     | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋        | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場    | 電話：0532-39-8810 |